

火災概況月報 (令和6年11月分)

2024年度全国統一防火標語 『守りたい 未来があるから 火の用心』

火災概況通信 12月号 令和6年12月16日
編集・発行 岐阜県消防課 TEL 058-272-1123

区分	火災件数(件)						焼損面積			火災損害額 (千円)	焼損棟数 (棟)	り災世帯数 (世帯)	り災人員 (人)	
	計	建物		林野	車両	その他	建物焼損 床面積(m ²)	建物焼損 表面積(m ²)	林野焼損 面積(a)					
		住宅(併用共同舎)	その他											
合	前月累計	584	193	122	11	56	202	14,756	1,001	96	1,564,975	394	236	536
	本月計	43	13	12	1	6	11	100	26	0	11,264	22	14	30
計	累計	627	206	134	12	62	213	14,856	1,027	96	1,576,239	416	250	566
	前年累計比較	△ 25	42	△ 16	△ 14	11	△ 48	2,881	△ 4	△ 518	352,002	17	29	68
前	同月分	42	16	10	2	5	9	427	38	81	17,579	25	13	36
年	累計分	652	164	150	26	51	261	11,975	1,031	613	1,224,237	399	221	498

区分	死傷者数		出火原因(件)												
	死者 (人)	負傷者 (人)	計	たばこ	こんろ	火遊び	たき火	放火	放火の疑い	ストーブ	火入れ	電灯・電話 等配線	その他	不明 調査中	
合	前月累計	30	94	584	34	38	5	52	38	23	16	30	18	220	110
	本月計	0	9	43	1	3	0	5	3	1	1	1	0	9	19
計	累計	30	103	627	35	41	5	57	41	24	17	31	18	229	129
	前年累計比較	11	15	△ 25	△ 12	13	2	△ 29	14	4	7	△ 20	△ 2	△ 1	△ 1
前	同月分	1	11	42	1	2	0	5	0	2	1	1	2	18	10
年	累計分	19	88	652	47	28	3	86	27	20	10	51	20	230	130

※数字は速報値ですので、今後変わる場合があります。

- 11月の総出火件数は43件で、前年同月に比べ1件増加(2.4%増)しました。
・建物火災は25件(1件減)、林野火災1件(1件減)、車両火災は6件(1件増)、その他火災は11件(2件増)となっています。
・建物火災は全火災の58.1%でした。
- 11月の火災による死者は0人で前年同月に比べ1人減少、負傷者は9人で前年同月に比べ2人減少しました。
- 出火原因の第1位は「たき火」で5件、第2位は「こんろ」「放火」でそれぞれ3件でした。
・「放火」と「放火の疑い」を合わせた件数は4件(9.3%)です。



★ 火災が増える季節に入りました

年末に近づくとつれて、冬らしい寒い日が増えてきました。もうすでにストーブ等を使いはじめた家庭も多いかと思います。冬から春にかけては、空気が乾燥することや、たき火や火入れをする機会がふえること、暖房器具を使うようになることなどから夏から秋と比較し、毎年火災の発生件数が多くなっています。以下のポイントに注意し、火災を未然に防ぎましょう！

◆たき火や火入れなどによる火災を防ぐために

- ・周囲に燃えやすいものがない場所で行う
- ・乾燥注意報等が出ているときや、風の強いときはやめる
- ・水バケツ、消火器等による消火の準備をする
- ・少しずつ燃やし、着衣着火・やけど等に注意する
- ・火を消すまでその場を離れない
- ・再び燃え出さないよう、完全に火が消えたことを確認する

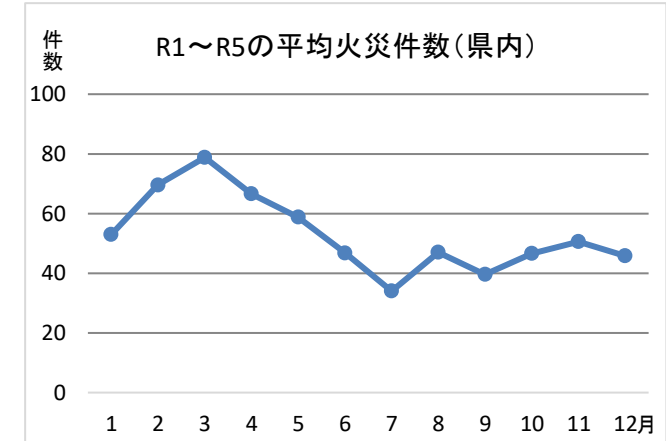
◆住宅防火 いのちを守る10のポイントー4つの習慣・6つの対策ー

4つの習慣

1. 寝たばこは絶対にしない、させない
2. ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
3. こんろを使うときは火のそばを離れない
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

6つの対策

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う



★ 2024年度 全国統一防火標語

守りたい 未来があるから 火の用心

★ 住宅用火災警報器を設置しましょう！！

■ 県内の令和6年6月時点の設置率は82.1%！

消防法の改正により、県内では平成23年5月31日までの設置が義務化された、住宅用火災警報器の設置率(令和6年6月時点)が7月に公表されました。全国における住宅用火災警報器の設置率は84.5%、岐阜県における設置率は82.1%となっており、前回の82.1%から変化はありません。47都道府県中、岐阜県の設置率は26番目となります。

○設置義務のある場所

寝室と寝室がある階の階段上部(寝室が2階以上の場合)

・新設住宅 平成18年6月～ ・既存住宅 平成23年6月～

	設置率	参考(前回)	増減	条例適合率
	R6.6	R5.6		R6.6
全国	84.5%	84.3%	0.2	66.2%
岐阜県	82.1%	82.1%	0	63.8%

設置率:設置義務のある場所の一部
分でも設置している住宅を含めた割合
条例適合率:設置義務のある場所す
べてに設置している住宅の割合



あなたや家族の大切な命を守るために、一日も早い住宅用火災警報器の設置をお願いします。